2001年4月16日

はなやま玩具株式会社 御中

日本アルコール問題連絡協議会
会長 上野 佐
＜事務局＞
中央区日本橋浜町 3-19-3 ソグノ 21 ビル
特定非営利活動法人アスク内
TEL 03-3249-2551
＜加盟団体＞
イッキ飲み防止連絡協議会
特定非営利活動法人アスク
（アルコール薬物問題全国市民協会）
日本アルコール・薬物医学会
アディクション問題を考える会（AKK）
日本キリスト教婦人矯風会
日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会
飲酒運転に反対する市民の会
全日本断酒連盟
救世軍日本本営
日本禁酒禁煙協会
日本禁酒同盟
QBE保険会社

貴社パーティー用品「KANPAI CLUB」製造販売中止の申し入れ

1）申し入れの主旨、対象商品

当協議会が先日、都内の小売店3店（東急ハンズ、ロフト、キディランド）のパーティー用品売り場を調査したところ、貴社はアルコール飲料のイッキ飲みを扇動するパーティー用品「KANPAI CLUB」を製造販売していることがわかりました。当協議会はこの商品の即時製造販売中止をここに申し入れます。

2）危険の認識

上記商品の内容物やパッケージにおいて、貴社は以下のような危険行為をすすめています。

- イッキ飲みをすすめる「一気カード」の存在。
- 「一気カード」記載事項:「～～したら1杯(または2杯)飲みます。」
- パッケージ記載事項:「一気カードをひいたときに、その指示を実行できない場合は、一杯飲まなければならない。」
- パッケージ記載事項:「途中で、トイレががまんできない場合もがまんする。」

また、「腹筋」「腕立てふせ」「反復横飛び」等も罰ゲームとしてすすめられています。飲酒後の過激な運動は、急性アルコール中毒の危険性を高めるばかりでなく、脳血管系・循環器系へ過大な負荷をかけ、脳卒中や心臓発作、場合によっては死に至ることもある危険な行為です。

また、商品パッケージには、次のような警告表示があります。

- 「体をこわしてまでやらないでください。飲めなかったら、ムリに飲まなくて良い。体調、体質、その他の異常や不安を感じる時は、速やかにゲームを中止してください。遊び方の責任は一切負いません。」
- 「注意:このゲームは未成年お断り。また、お酒の飲めない人はソフトドリンクでゲームに参加してください。遊び方の責任は負いません。…(後略)」

警告表示をすれば問題はないとお考えのようですが、このような警告表示をしなければいけないとお考えになったこと自体が、貴社もこの商品の危険性を認識しておられることを示しています。

消費者は必ずしもメーカーが意図するように商品を使うとは限りません。この商品を使って消費者がアルコール飲料をイッキ飲みをし、もしくはイッキ飲みを他者に促し、または飲酒後の運動により、急性アルコール中毒・死亡などの事故を起こした場合、貴社はどのような社会的責任をとられるおつもりでしょうか。

3)当協議会の概要
当協議会は、それぞれの立場からアルコール関連問題の防止に取り組む市民団体のネットワークです。なかでもイッキ飲み防止連絡協議会は、アルコールのイッキ飲みの強要により子を亡くした親たちが設立した団体で、イッキ飲み・イッキ飲ませやアルコール・ハラスメント(アルコールにまつわるいやがらせ行為の総称)など、命にかかわる危険な行為の防止に努めています。

アルコール飲料は、エチルアルコールという致酔性薬物を含む飲料であり、その飲み方や量によっては死亡という重大な結果をも招きかねないことはご承知の通りと思います。
ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流

ところが、1980年代中盤ごろから、酒席で面白半分に「イッキ飲み」をさせるという悪弊が流行し、今までに多数の死者を出しました。

これに対し当協議会は、イッキ飲ませ（イッキ飲みの強要）により子の命を奪われた親たちが設立した「イッキ飲み防止連絡協議会」が中心となり、このイッキ飲ませに警鐘を鳴らし、危険性を訴えるキャンペーンを続けてきました。このキャンペーンにより、ようやくイッキ飲ませの風潮が下火になりつつあり、これに伴いイッキ飲ませによる死者の数も減少してきております。

こうした状況下、上記貴社商品はこのイッキ飲ませを挑発し扇動する商品に他ならず、当協議会としてはこれを看過するわけにはまいりません。また、特にこの時期、新入生歓迎コンパや新人歓迎会等の酒席が集中し、急性アルコール中毒を起こす人も多発するなか、このような商品が広く販売されていることに、大いに危機感を持っております。

4）責任の所在
当協議会としては、貴社が社会的責任を自覚され、これらの商品の即時製造販売中止を期待しております。しかし、万一貴社がこの申し入れを容れず、製造販売を続行されるということであれば、当協議会としてはこれを放置するわけには参りませんので、しかるべき対抗措置を講ずる所存です。

また、最近ではイッキ飲ませにより事故が発生した場合においては、被害者がイッキ飲ませをした者に対し、民事・刑事の法的責任を追及するケースが増えています。万一この商品によって事故が生じた場合には、製造物責任法等に基づき、貴社も併せて法的な責任を追及される可能性があることを、念のため指摘しておきます。何か起こってからでは、遅いのです。

以上の次第で、貴社におかれては、その社会的責任を十分に自覚され、これらの商品の製造販売を中止されるよう申し入れます。

この申し入れに対する貴社のご回答を、5月 8 日（水）までに以下へご連絡願います。

特定非営利活動法人アスク　担当：三浦　TEL　03-3249-2551　FAX 03-3249-2553